

新型コロナウイルス感染症外来対応医療機関確保事業 Q & A

令和 5 年 7 月 21 日現在

No.	質問	回答
(1) 申請要件		
1	申請するための要件は。	令和 5 年 3 月 10 日から交付申請までに、 外来対応医療機関（令和 5 年 5 月 7 日ま では診療・検査医療機関）として新たに 指定され県ホームページで公表されてい る医療機関です。
2	外来対応医療機関の指定を受けるたには どのような手続きが必要か。	担当の下里まで御連絡ください。 電 話：098-894-5122 メー ル：shimozys@pref.okinawa.lg.jp
3	申請した後に外来対応医療機関の指定・ 公表を解除した場合はどうなるか。	令和 5 年度途中（令和 6 年 3 月 31 日ま で）に指定・公表解除となった場合は、 交付した補助金の返還を求めることにな ります。
4	以前に一度診療・検査医療機関として指 定されていたが、指定解除を受けた。こ れから外来対応医療機関として指定を受 けるつもりだが、申請可能か。	申請要件として、外来対応医療機関（令 和 5 年 5 月 7 日までは診療・検査医療機 関）として新たに指定されることがあり ますので、申請できません。
5	令和 5 年 3 月 10 日以前に診療・検査医療 機関として指定を受けており、5 月 8 日 に自動的に外来対応医療機関となった が、申請は可能か。	新型コロナウイルス感染症の感染症法上 の位置づけ変更に伴い、令和 5 年 5 月 8 日付けで、診療・検査医療機関は外来対 応医療機関に切り替わりましたが、これ は令和 5 年 3 月 10 日以降に新たに指定を 受けたケースには該当しませんので、申 請できません。
6	指定を受けて以降、コロナ患者及びコロ ナの疑い患者の診療実績がないが、申請 は可能か。	可能です。

7	既に、令和5年度新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等設備整備事業補助金（入院・外来）を申請しているが、本事業にも申請可能か。	新型コロナウイルス感染症外来対応医療機関として、令和5年3月10日以降に新たに指定を受けていれば、可能です。 ただし、本事業に係る資料は個別に管理し、整備した設備等や経理も個別に把握するようお願いします。 また、本事業で整備する設備等は外来でのみ使用してください。
(2) 交付申請関係		
8	補助金の対象となる期間はいつからいつまでか。	令和5年3月10日から令和5年9月30日の期間です。この期間に事業実施（発注し、納品され、支払完了）されたものが補助対象となります。
9	提出期限までに見積書等が準備できないが、申請してよいか。	必ず見積書等必要書類をすべて揃えた上で申請してください。
(3) 対象経費		
10	ホームページの改修内容の一部として外来対応医療機関であることを明記する予定だが、改修費用は全額補助対象となるか。	改修費用のうち、外来対応医療機関であること（発熱患者等の対応を行うこと）等を明記するために必要な費用のみ補助対象となります。 見積書には内訳を明記し、外来対応医療機関であること等を明記するために必要な改修に係る部分がわかるようにしてください。
11	換気設備設置のための軽微な改修等の修繕費は具体的に何を指しているのか。	既存の病室等を陰圧室にするための簡易なダクト工事等を想定しています。なお、増築等の資産価値を向上させる工事は本事業の補助対象外となります。
12	医療機器（パルスメーター等）の購入費とは具体的にどのようなものを指すか。	新型コロナウイルス感染症に罹患した患者や罹患した疑いのある患者を診療する際に用いることを前提とした医療機器（初度設備）が対象です。
13	検査キットや検査試薬等は医療機器（パルスメーター等）の購入費に含まれるか。	含まれません。本事業の補助対象は初度設備に限ります。

14	例示されているもの以外（例えば、パソコンや机等）は対象となるか。	対象外です。 本事業の補助対象は新型コロナウイルス感染症外来対応医療機関として真に必要な初度設備になります。
(4) 実績報告		
15	実績報告はいつ行えばよいか。	事業完了後（支払いまで完了後）になります。 なお、本事業では、令和5年9月30日までに事業を完了させる必要があります。
16	実績が確認可能な画像等とはなにか。	納品された医療機器及び非接触サーモグラフィカメラ、完了した工事箇所、改修後のホームページ等の画像になります。
(5) その他		
17	補助金はいつ交付されるか。	実績報告書（または交付申請書兼実績報告書）の確認後に確定通知（または交付決定通知兼確定通知）が出されます。確定通知（または交付決定通知兼確定通知）の額を請求書で請求していただいた後に交付されます。
18	補助金の交付前に、交付申請以外の必要な手続きはあるか。	沖縄県に債権者登録を行っていない場合は債権者登録を行う必要があります。債権者登録の様式に記載のうえ、交付申請書（または交付申請書兼実績報告書）と一緒に提出してください。
19	補助金の交付後に必要な手続きはあるか。	補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月までに仕入控除税額等について県に報告する必要があります。自主的に報告されない場合、県から依頼が届きますので、すみやかに対応をお願いします。
20	補助金の交付を受けた備品等を処分したい。	30万円以上の物品等は原則5年間保管してください。

21	令和5年度末（令和6年3月31日）まで、発熱患者を診察したが、新型コロナウイルス感染症の患者がいなかったため、新型コロナの診療実績がなかった場合、補助金の返還が必要か。	外来対応医療機関（令和5年5月7日までは診療・検査医療機関）として県ホームページで公表されており、令和5年度末まで外来対応医療機関として対応していれば、補助金の返還は不用です。
23	Q&Aを読んでも解決しない疑問がある。	<p>お手数ですが、ワクチン・検査推進課宛てに件名を「感染症外来対応医療機関確保事業補助金質問（医療機関名）」として、メールかFAXで御質問ください。</p> <p>なお、回答についてはメールで返信するとともに、Q&Aに追加する形で公表しますので、御留意ください。</p> <p>メール送付先： aa090905@pref.okinawa.lg.jp FAX:098-869-7100（検査Gあて）</p>